平成25年度

教育委員会の事務の点検・評価制度

(平成24年度事務事業対象)

	\
I 事務事業の点検・評価の概要について	
1 事務事業評価とは	P1
2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P1
3 評価対象事務事業について	P4
Ⅱ 事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
1 評価の観点	Р5
2 観点別評価	Р5
3 評価の結果	Р5
Ⅲ 外部評価委員の意見及び提言	
【教育総務課】	Р6
① 教職員住宅の運営の在り方の検討	
【学校教育課】	Ρ7
② 学校評議員会の開催	
【社会教育課】	Р8
③ いぶすき学校応援団の推進	
④ 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	
【市民スポーツ課】	Р9
⑤ 各種競技大会出場者への支援	
【学校給食センター】	P10
⑥ アレルギー対応希望関係者との面談	
参考資料	
○ 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱	P11
〇 指宿市教育委員会外部評価委員会委員名簿	P12

平成26年2月

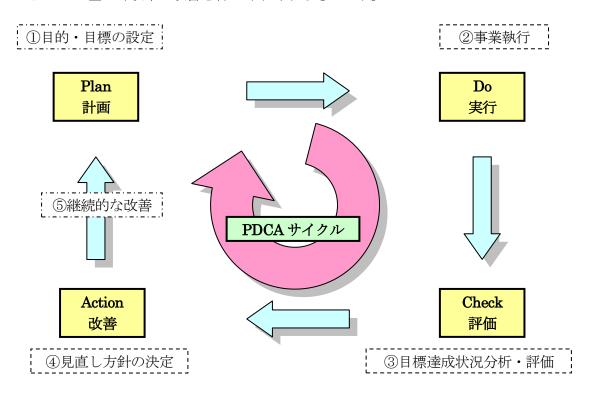
指宿市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA(Plan 計画 \rightarrow Do 実行 \rightarrow Check 点検・評価 \rightarrow Action 改善)という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年4月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底 した見直しによる事業の改善を行っていかなければならないことから、指宿市教育委 員会としても平成21年度から事務事業評価制度を導入しております。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、 次の事項の実現を図ります。

- ① 市民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底 事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の 向上を図ります。
- ② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針,計画及び予算に基づいて事業を実施するだけではなく,評価・検証し,改善を行うことによって事業の効果を高める,いわゆるマネジメントサイクル(Plan 計画 \rightarrow Do 実行 \rightarrow Check 点検・評価 \rightarrow Action 改善)を確立し,限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に,事業を妥当性,効率性及び有効性などの視点から評価を行い, 効率的な行政運営を進めます。

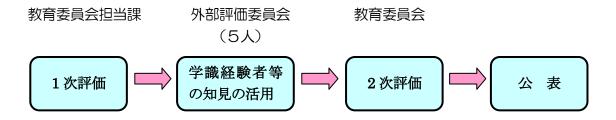
(3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また,評価の客観性を確保するため,外部評価委員会(学識経験者等)による評価 を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

平成25年 6月 ・点検・評価の対象テーマの設定

・事務事業評価シートの作成

7月・1次評価の実施(教育委員会事務局)

8月 · 第1回外部評価委員会(制度説明, 事業説明)

9月 ・外部評価委員からの意見・提言

・評価委員の意見等への対応

10月 ・第2回外部評価委員会 (評価委員の意見聴取)

12月 ・教育委員への説明

・2次評価の実施(教育委員会)

平成26年 2月 ・議会へ報告書提出

・評価結果の公表 (市ホームページ等)

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析 結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と充分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2 次評価者

評価者は教育委員会とします。 2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

- ③ 事務事業の担当課長 1次,2次の評価を受けて,顕在化した課題に対しての改善策を実践します。
- ④ 教育総務課 事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を 判断します。

【観点別評価の考え方】

観点	チェック項目
妥当性	・市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合) ・上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合) ・市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	 ・投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合) ・効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。) ・活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有効性	・事務事業の活動量に見合った充分な成果が出ているか。(上位施策に対する 貢献度はどの程度か。)・成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

番号	課名	重点項目	施 策	事業名
1	教育総務課	3 教育環境の整備	(3) 教職員住宅の適正な 管理・運営	④ 教職員住宅の運営の在り方の検討
2	学校教育課	11 職員の資質の向上	(5) 地域まるごと教育の 推進	② 学校評議員会の開催
3	社会教育課	1 生涯学習推進体制の 充実	(3) 指導体制の確立(有 志指導者の養成と活 用)	① いぶすき学校応援団の推進
4	化云视目珠	11 文化財の保存・活用	(1) 文化財保存・管理と 活用の推進	⑧文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
5	市民スポーツ課	2 競技団体等の育成・ 充実		③ 各種競技大会出場者への支 援
6	学校給食センター	2 食に関する指導の充 実	(2) アレルギー対応の充実	① アレルギー対応希望関係者との面談

事務事業の点検・評価の内容及び結果

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性(市民ニーズ,公共性・公益性),効率性(費用対効果,コスト削減),有効性(貢献度,目標の達成度)の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
①教職員住宅の運営の在り方の検討	見直し必要	見直し必要	見直し必要
②学校評議員会の開催	妥当	妥当	見直し必要
③いぶすき学校応援団の推進	妥当	見直し必要	妥当
④文化財を活かした観光振興・地域活 性化事業	妥当	妥当	妥当
⑤各種競技大会出場者への支援	妥当	見直し必要	妥当
⑥アレルギー対応希望関係者との面談	妥当	妥当	妥当

3 評価の結果

事 業 名	評 価(まとめ、課題等)
①教職員住宅の運営の在り方の検討	空家となり利活用が見込めない一般教職員住宅の売却を進める とともに、校長・教頭住宅においては、小規模な修繕等で対応で きる間は維持し、大規模な修繕や建て替え等の必要が出てきた際 は、それぞれの住宅ごとに民間住宅等の活用を検討する。
②学校評議員会の開催	・地域の状況に応じた構成メンバーの見直し (バランスのとれた構成,一人は現役世代を入れる等) ・授業参観,給食試食会等の組み入れ (少なくとも1回は実施)
③いぶすき学校応援団の推進	・事業に有効なボランティア保険制度の調査研究 ・ボランティア研修の開催 ・学校,支援者(ボランティア),関係者等による連絡会の開催
④文化財を活かした観光振興・地域活 性化事業	本事業を、社会教育課だけの事業とするのではなく、観光や産業等も関連させて、それぞれが内容を深めて質の高いものにしていく。また、これまで把握されることが少なかった戦争遺跡の詳細調査を行い、今後これの活用を図る。
⑤各種競技大会出場者への支援	補助金交付内規の基準を、「県の予選会において4位以内に入賞 し、全国大会、九州大会等の出場権を獲得した場合」として、現 在の予算規模で継続事業としていきたい。
⑥アレルギー対応希望関係者との面談	食物アレルギーを持つ児童生徒は増加傾向にあることから、保護者、学校、給食センター等が共通理解のもと除去食、代替食を提供する。

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
教職員住宅の適正 な管理・運営 (教育総務課)	教職員住宅の運営の在り方の検討	財源化するだけでなく、積立金等を行い、修繕や建て替え等の財源に充てる方法は考えられないか。 教職員住宅の廃止については、県下の市町村の動向、県教職員住宅の対応など、歩調を揃えていただきたい。 県下一円に異動される教	用が見込めない住宅や統廃合等により教職員住宅として不要となった住宅については,市営住宅への移管,入札による売却,解体による処分を行っているようです。 本市においては,空き家となり利活用
		指宿市の財政状況及び交通事情・住宅状況からして本事務事業の方向性が妥当であると考えます。 現在居住者のいない住宅及び老朽化の激しい住宅にあっては、本事務事業の趣旨を活かした早めの対応が必要であると考えます。 築41年を経過する丹波小学校住宅でも居住は十分可能であり、小規模な修繕等については、継続的な対応をお願いしたい。	宅すべてが入居している状況であることから、小規模な修繕等で対応できる間は維持していきたい。しかし、老朽化が進み、大規模な修繕や建て替えの必要が出てきた住宅については、それぞれの住宅ごとに民間住宅等の活用等を検討していきたい。 民間住宅等を活用することとなった場
		教職員住宅は必要と思うが、住む先生方が 少なければ必要ないと思う。無駄なものは売 却しても良いと思う。 転勤して来られた時、民間及び公共の住宅 なども含めた住む家(賃家等)の情報をすぐ提 供できるように準備しておいたら良いと思 う。 住宅情報は、各学校の地域の情報や通勤が できそうな範囲の情報などに区分して整備し ておく必要がある。	
		近年,交通網の整備等により通勤圏は広がりつつありますが,せめて,校長・教頭先生は校区内に居住してほしいとの声が多くあります。 老朽化が進む中,補修や建て替えが無理であれば,それに替わる住宅を校区内に確保してほしいと思います。 また,修繕の要望には極力応えてほしいと思います。	

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
地域まるごと教育 の推進 (学校教育課)	学校評議員会の開催	うと,中々入れ替えられない学校の事情がある。任期等について,規定の中に謳っていただく方法もあるが,地域や学校関係者で引き	学校の教育活動について、具体的で、 より現実的な意見や評価をいただくため には、学校評議員にも、学校経営方針や 話活動の目的、運営の在り方等につめる の理解を深めていただくための、学校にある。 度の期間が必要である。反面、学校 動や雰囲気に慣れることなく、新しいは 動や教育活動を見ていただき、からに がある。 がないただき、 がなな視 点でのののである。 学校ないは 説にでのののである。 学校を がいただき、 学校を がいる がいるの多面的なだ がいるのののでは、 がいるのののでは、 がいるののでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
		本事務事業は、学校の教育活動の活性化を 図るためには必要な事業であり、本事務事業 の方向性が妥当であると考えます。 26年度以降の構成メンバーの在り方につい ては、学校評議員会の活性化を図る観点から の見直しを各学校へ指導・助言する必要があ ると考える。	計を対していと考え方は、 と考え方は、 と考え方は、 と表育が、 での教育にである。 とでの教育にである。 とである。 とである。 での教育にである。 のである。 でいるのでである。 でいるのでである。 でいるのでである。 でいるのででででいる。 でいるででででいる。 でいるででででいる。 でいるででででいる。 でいるででででいる。 でいるででででいる。 でいるででででいるできる。 でいるでででいるでででいる。 でいるでででいるでででいる。 でいるでは、 でいるでででいるでででいる。 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで
		学校の教育活動も地域の力が必要な時代であるので、評議員会の活動も評価できるものである。しかし、交替がなく、年齢の分布も高齢な方に片寄っている学校もある。 年齢・男女比率・任期を設ける等、委員の選任方法の見直しを行い、様々な意見が聞けるようにした方が良いのではないか。 各学校毎で設定するのも良いが、一定の条件を共通で行う運用は、各学校でそれぞれに合った方法で良いと思う。	
		か。 授業の様子も見てほしいし,先生方とも会えるような工夫が必要であり,広く意見を聞くためには就学前の子供をもつ保護者もぜひ入れるように考えて欲しい。	いる。評議員会は学校の教育活動に対する意見や評価をいただくための会である ことから、学校から提示された資料や データだけではなく、実際の子どもたち

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
指導体制の確立 (有志指導者の養 成と活用) (社会教育課)	いぶすき学校応援 団の推進	生涯学習の成果を学校教育の活性化に活か し、社会教育と学校教育の融和を図る本事務 事業は大変有意義であると思います。 改革・改善の方向性も妥当であり、その方 向性でさらなる深化と充実を望みます。	社会教育の融和を図りながら、地域のコ ミュニケーションづくり、人材バンクの
		もっと学校(職員)側の理解を深めてもらう。ボランティアをする側もするだけでなく、学校側のニーズに合っているかどうか、守らなければならないルールなどを学ぶ場も必要だと思うが、その点はどうされているのか。 学校も外部との交流で得るものもあり、ボランティアの方も生きがいができるので、どんどん推進して欲しい。	互研修等, コミュニケーションの場を提
		少子高齢化の中で、子供たちは地域の宝です。その子供たちの為に、何か役立つことはないかとボランティアを買って出る大人たちが増えていけば、地域もより良くなると信じます。	感じていただけるように,さらに学校支 援活動の周知を図りながら,学校と地域
文化財保存・管理 と活用の推進 (社会教育課)	文化遺産を活かし た観光振興・地域 活性化事業	普及に時間がかかる。車社会である今,指宿に訪れた皆さんに,より分かりやすく史跡や観光案内をするための道路標示や立て看板の	て、文化財や史跡等のPRを進めるとともに、関係部署に対して基礎的データの提供に努めます。また、文化財の看板等を年次的に整備し、文化財等の素材がより
		登録博物館の有利性を最大限に生かし、指宿をまるごと博物館と考える斬新なアイデアは観光・教育・産業等に大きな影響を与える	推進しますが,総合振興計画後期基本計画にも掲げる事業であることから、国の助成がない場合でも市の独自事業として,関係各課・各団体と連携しながら指宿まるごと博物館推進構想の充実に努め
		素晴らしい企画だと思う。地域の良さをいかすという点で素晴らしい。 地域の人々が地元を知るということを通して、ボランティアガイドを育成し、観光に活用する。 補助事業だが、観光や地域の活性化という内容も含んでいるので、他の課と共同で行って良い事業だと思います。	あると認識しておりますので, 今後も関 係各課はもとより市内の各団体と協働し

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
競技団体等の育成・充実 (市民スス゚ーツ課)	各種競技大会出場者への支援	中学生や高校生など、中体連や高体連主催または連盟や協会主催の競技以外にも、九州や全国大会に繋がる大会がある。普及振興や競技力の向上を図ることを目的としているのであれば、補助対象の枠を拡充して頂きたい。(内規の第2条第1項の改訂。)	図ることを目的としているのであれば, もっと拡充すべきではとのご意見です
		指宿の競技力の向上に有益な事業であると 思います。 経費の補助には市民の関心の高い面もある ので、見直しの方向性で示されているよう に、補助対象基準を明確にし、毅然たる執行 を望みます。	う, また, 成人や高齢者等の生涯スポーツの普及が図られるような運用をしており, それにより補助対象となる市民が増
		また,コストについて見直しが必要とされている規定についても,きちんとした線を分ける必要があると思う。 交通費の助成より,より多くのスポーツを行う環境整備等が必要ではないかと思う。	体力の向上、健康づくりに効果があるとは言えませんが、各選手が自己の努力と経費を費やした結果により各種競技大会に出場することが出来たことに、少しでも支援することで、間接的に、その励みになるよう趣旨を謳っているところで

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
アレルギー対応の 充実 (学校給食センター)	アレルギー対応希 望関係者との面談	最近の出産・育児等の傾向の中で、諸アレルギーをもつ子どもが増加傾向にあります。特に、口から直接体内に吸収される食物に対するアレルギーは生命の危機に関わる問題でもあり、学校現場でも重要な課題となっています。 そのような観点から、本事務事業は重要な事業であり、方向性にあるように継続・充実を望みます。	傾向にあることから、今後も保護者、学校、給食センターが共通理解のもと、除去食、代替食の提供を実施する等、安心・安全な学校給食の実施に努めたい。
		最近の子ども達の家庭で、食生活が原因となる問題が増えつつある。アレルギーの生徒は増加すると予想されるので、すぐ対応できるような対策を考えておく必要がある。 アレルギーの問題は死に至る事もあるので注意を必要とします。なお、食育についての保護者等への学習も併せて必要だと思います。このまま継続していかなければならない。	応については、新学期前に意向調査を実施する他、随時、保護者からの相談も学校を通じ受け付けており、速やかに対応できる体制をとっている。
		給食センターでアレルギーをもつ子供と保護者に面談をして、症状に応じた対処をして下さることによって、事故が防げているのですね。これからもよろしくお願いします。	調査表」,「アレルギー検査結果」をも

指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、 指宿市教育委員会外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

- 第3条 委員会は,委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
 - (2) 社会教育, 社会体育及び芸術文化関係者のうち, 知見を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか,教育委員会が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。 (守秘義務)
- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、 同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

平成 25 年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委 員 名	所 属 等	
増利裕之	指宿市立指宿商業高等学校長	
西園羊二	校長会代表(副会長)	
上川路 澄 江	社会教育委員の会代表(副会長)	
上村悦子	市地域女性団体連絡協議会代表(副会長)	
演 島 保	市PTA連合会代表(山川中PTA副会長)	

※ 外部評価委員会設置の根拠法令(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により 教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定に より事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況に ついて点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提 出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を 有する者の知見の活用を図るものとする。